

第 1 0 6 回九州林政連絡協議会 報告事項

県名等	森林整備センター	担当者		連絡先	
タイトル					
○流域保全の取組の推進について（面的森林整備の推進）					
内 容	<p>近年、集中豪雨等の気象害が頻発・激甚化し、森林・山村や下流域に甚大な被害が発生するなど、流域保全の取組の重要性が高まっています。このような中、森林整備センターの第5期中長期計画（計画期間は令和3～7年の5年間）において流域治水との連携を図りながら、契約地内だけの森林整備だけではなく、契約地周辺にある森林と合わせて面的に広がりのある森林整備に取り組むこととしています。</p> <p>（森林整備センターの事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 針広混交林造成による森林整備 ② 水源環境林整備事業による森林整備 ③ 周辺森林と合わせた育成複層林造成による森林整備 <p>① 未立木地等を対象に分収造林契約を締結し針広混交林を造成。 主伐以外は事業費を森林整備センターが全額負担。</p> <p>② 既契約地周辺にある非契約の森林整備を推進する事業。非契約の森林所有者から申し込みを受け、森林整備センターが単年度事業として林業事業体に一般競争入札を行う。 間伐等の保育事業や路網整備を実施し面的な森林整備を推進。事業費負担割合は森林所有者が10%、森林整備センターが90%。間伐材等の販売収入の分収はない。</p> <p>③ 既契約地では育成複層林の造成を積極的に進め、公益的機能の維持・増進に努めます。 また、令和3年度からの新たな取り組みとして、既契約地周辺にある被災リスクの高い既植の森林を対象に新たに分収造林契約を締結して、育成複層林の造成を推進します。この事業では育成複層林を造成するための路網整備・伐採から開始し、新植・保育等を実施することになります。 事業費は森林整備センター全額負担、木材販売収益の当事者間での分収は従来の分収造林事業と同じです。 令和2年度まで育成複層林造成のための立木の伐採は入札による立木販売で実施していましたが、令和3年度からは伐採・搬出に係る費用を森林整備センターが全額負担する更新伐として実施することとし、事業は造林者が行い、伐採から植栽、その後の保育等の一貫作業を推進します。</p>				